

3. 9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の
開設計画に係る認定申請の受付結果について
～773MHzを超え803MHz以下の周波数を使用する特定基地局～

総合通信基盤局 電波部 移動通信課

3. 9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の 開設計画に係る認定申請の受付結果について － 773MHzを超え803MHz以下の周波数を使用する特定基地局 －

3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局(773MHzを超え803MHz以下の周波数を使用する特定基地局)の開設計画の認定申請を、平成24年4月17日から同年5月25日までの間、受け付けたところ、3件の申請がありました。

<申請者(50音順)>

○イー・アクセス株式会社 (代表取締役会長 千本 倅生)

○株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (代表取締役社長 山田 隆持)

○KDDI株式会社 (代表取締役社長 田中 孝司)

／沖繩セルラー電話株式会社 (代表取締役社長 北川 洋)

※KDDI株式会社及び沖繩セルラー電話株式会社に係る申請については、地域ごとに連携する者として申請しているため、3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の規定に基づき、1の申請とみなして、審査を行います。

提出された申請書に記載の数値等は別紙(次ページ以降)のとおり。

3. 9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画 申請概要①<特定基地局の運用開始日及び開設数・希望周波数>

別紙

申請者(50音順)	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI/沖縄セルラー電話
特定基地局の運用開始日	平成27年4月30日 (サービス開始:平成27年12月、 LTE:10MHz幅)	平成26年11月1日 (サービス開始:平成27年1月、 LTE:10MHz幅)	平成26年10月31日 (サービス開始:平成27年1月、 LTE:10MHz幅)
特定基地局の年度毎の開設数※1 (全国の人口カバー率※2)	H26... 612局 (10.3%) H27... 5,000局 (32.8%) H28... 9,500局 (74.2%) H29... 14,000局 (99.0%) H30... 14,100局 (99.0%) H31... 14,200局 (99.1%) H32... 14,310局 (99.2%) H33... 14,430局 (99.3%) H34... 14,560局 (99.4%) H35... 14,700局 (99.5%) H36... 14,845局 (99.6%) H37... 14,994局 (99.7%)	H26... 612局 (10.3%) H27... 2,642局 (31.0%) H28... 4,908局 (50.6%) H29... 7,490局 (70.4%) H30... 10,456局 (90.3%) H31... 13,392局 (99.3%) H32... 15,147局 (99.3%) H33... 16,713局 (99.3%) H34... 18,394局 (99.3%) H35... 19,666局 (99.3%) H36... 20,829局 (99.3%)	H26... 3,734局 (15.1%) H27... 11,235局 (44.9%) H28... 20,363局 (70.4%) H29... 24,879局 (98.2%) H30... 27,746局 (99.1%) H31... 30,698局 (99.3%) H32... 30,698局 (99.3%) H33... 30,698局 (99.3%) H34... 30,698局 (99.3%) H35... 30,698局 (99.3%) H36... 30,698局 (99.3%)
全ての管内で人口カバー率80%を達成	平成29年度	平成30年度	平成29年度
希望する周波数の範囲	第1希望 Middleバンド 第2希望 Highバンド 第3希望 Lowバンド	第1希望 Middleバンド 第2希望 Highバンド 第3希望 Lowバンド	第1希望 Middleバンド 第2希望 Lowバンド 第3希望 Highバンド

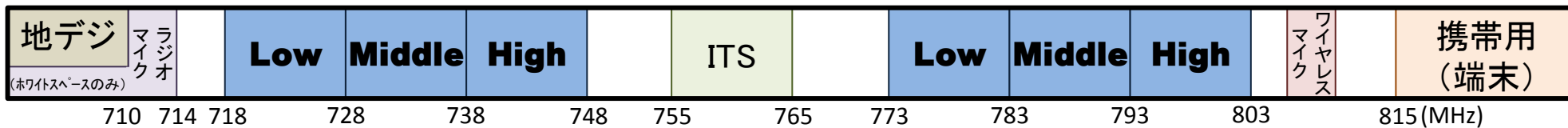
※1 屋外で開設する基地局の数。

※2 市町村における全ての市町村事務所等をカバーした際に、当該市町村全域をカバーしたものと計算したもの。

(参考)周波数イメージ図

携帯用(端末)

携帯用(基地局)



3. 9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画 申請概要②<終了促進措置・設備投資計画>

申請者(50音順)	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI/沖縄セルラー電話
< 終了促進措置 >			
負担可能額※1	1,500億円	1,500億円	1,500億円
終了促進措置の完了時期※1	平成26年度末 ※平成27年12月までは、必要に応じて周波数の共用を実施。	平成26年8月末 ※平成26年度末までは、必要に応じて周波数の共用を実施。	FPU※2...平成27年8月 ラジオマイク※3...平成28年末 (地域別に、平成26年10月から順次、終了促進措置を完了)
< 設備投資計画 >			
設備投資額※4	1,439億円	2,358億円	2,579億円

※1 申請者1者のみで周波数移行を行うこととした場合の計画。なお、開設指針の規定により、終了促進措置に要した費用は認定開設者間で等分して負担することとなる。

※2 FPUとは、報道、スポーツ中継など放送事業で使用される可搬型システム。

※3 ラジオマイクとは、各種興行やスタジオ等において、音声・音響等を伝送するためのワイヤレスマイクシステム。

※4 700MHz帯の基地局に対する平成26年度から平成36年度まで(イー・アクセスにあっては平成27年度から平成37年度まで)の累計額(終了促進措置に要する費用は含まない。)

(参考) 700MHz帯開設指針 審査方法

(下線部は900MHz帯開設指針と異なる部分)

1. 絶対審査基準(最低限満たすべき基準)

- ① 基地局設置場所確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有していること
- ② 設備投資等に必要な資金調達及び開設計画の有効期間(10年間)が満了するまでに単年度黒字を達成する計画を有していること
- ③ 既存無線局の周波数移行に最低限必要な費用(600億円)に充てる資金を調達できること
- ④ 認定後7年後(平成31(2019)年度末)までに全ての管内で人口カバー率80%をそれぞれ達成すること
- ⑤ 既存無線局の周波数移行期限から1年後(平成31(2019)年度末)までに3.9世代携帯電話の高速化*が実現していること
- ⑥ 周波数移行に関する基準(ア) 既存免許人への実施概要の周知及び実施手順の通知、イ) ア)に関する免許人団体との協議、
ウ) 割当てを受けた全事業者間でのア)・イ)の実施方法等に関する協議 等)に従った計画を有していること
- ⑦ 透明性確保に関する基準(ア) 費用負担に関する既存免許人との事前協議の禁止、イ) 周波数移行の実施に関する他の申請者との事前協議の禁止、ウ) 周波数移行の実施に関する問合せ窓口の設置 等)に従った計画を有していること
- ⑧ 地上デジタル放送の受信障害の防止及び解消措置に係る計画を有していること 等

※現在既に提供されているもの以上の高速な通信システムの普及を図る観点から、10MHz幅以上のシステムであることが条件

2. 競願時審査基準 以下の基準の順序に従い該当者が3者になるまで審査

(1) 周波数移行に係る費用(上限1,500億円)をより多く負担可能な者

(2) 3.9世代携帯電話の人口カバー率(平成31(2019)年度末時点、5%単位)がより大きい者

(3) 次の各項目に対し、総合的により適合している者

- ① 周波数移行対象者との迅速な合意形成を図るための具体的対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制整備に関する計画がより充実していること
- ② 他の電気通信事業者等多数の者に対する基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
- ③ 割当周波数帯の有無及び差違並びに割当周波数幅に対する契約数の程度を勘案して、基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること

○ 割当てを希望する周波数が重複する場合は、競願時審査基準を適用し、上位者から希望に従って周波数を指定